

医療機関等における個人情報の取扱いに関連するこれまでの議論

本検討会における議論（主な意見）

個人情報保護法の第1条にも書いてあるように、保護だけでいいかというと、そうではなく、医療情報だからこそ、いわゆる情報の利活用ということも非常に重要と思う。自分の治療のためには、どんどん利活用してもらいたい。

医療情報は、患者以外のための利活用の要請も極めて大きく、公共的な利用も考える必要がある。

医療情報は、ハイリー・センシティブな部分を直接扱わなくてはいけないという点に非常に難しい面があると思う。

原則として、きちんとした個人情報の保護は必要であるが、あまり厳格すぎて手続きが煩雑で利便性が極めて制限されるのは、できるだけ避けたほうがよい。

個人情報保護法の基本的な考え方は、個人情報を流通させることによって得られるメリットと、それが不正あるいは不当に使われることによって受ける被害のバランスのことが常にある。決して個人情報の流通を全部阻害するための法律ではない。すなわち、メリットを十分享受するためには、一定のルールの下で使いましょうという考え方だと思ふ。

その観点から見て重要なことは、医療では果たして個人情報保護法で十分と思っているのか、不十分と思っているのか。ここがガイドラインを作るのか、個別法を作るのかという議論になるのだと思ふ。

国会の附帯決議で、医療、金融・信用、情報通信の3分野が、より厳格な個人情報保護に関する措置を講ずるべきとされたのも、医療情報というのは非常にセンシティブな情報であり、ほかの情報に比べて個人情報保護については格別の配慮が必要だ、という認識が国会でもあったからである。

もちろん、医療の分野でも個人情報の利用は非常に重要であって、それを阻害するようなものであってはならないため、今度のガイドラインは、「包括的な同意」や「黙示的な同意」という形で十分に配慮していると思ふ。

附帯決議は個別法を早急に検討することとしているが、個別法を制定せよとまでは言っていないから、おそらく2つのことを念頭に置いていると思ふ。1つは医療の分野について、法律で義務づけられていない部分も含めて、ガイドラインでより高い努力義務を課する、あるいは法律で対象になっていないものについても努力義務を課す。

もう1つは、個人情報保護法というのは一般法であり、医療の分野では個別法もあり

得るべきということである。一般法ではミニマムスタンダードを決めているにすぎないので、医療、情報通信、金融・信用の分野では個別法によってより強い法的な義務を課することもあり得るから、その点も検討しなさいというメッセージがあると思う。

ガイドラインをつくった後で法制化が必要かどうかという議論を我々はやらないといけないので、そことの関係が非常に重要だと思う。努力義務で規定していることについては、それが本当に実効性を持って行われる必要があるが、それぞれの事業者に応じて無理なくということも一方では必要だと思う。

ガイドラインの運用で問題が残れば、個別法の議論も出てきかねない。「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」では、とりあえずガイドラインでしっかりと対応するけれども、経過によって問題があれば、個別的な法体系も考えることとされた。

「診療情報の提供等に関する指針」も動き出して間がない。これをもし（個人情報保護ガイドラインと）一本化すると、円滑に運用できるかどうかについては、やや難しい点もあるかもしれない。諸々のことを後でレビューするか、調査して、それによって見直しをする。その中のいちばん大きな柱として、この問題もできれば年限を切って、例えば3年後に全体を見直すとか、そういった括りを付けて、もう少し時間を経た上で検討してみるのが妥当ではないか。

診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会における議論

(「診療に関する情報提供等の在り方に関する検討会」報告書(平成15年6月)より)

4 診療情報の提供に関する法的位置付け及びルール作りについて

(1) 診療情報の提供の法制化

患者と医療従事者が診療情報を共有し、患者の自己決定権を重視するインフォームド・コンセントの理念に基づく医療を推進するため、医療従事者が患者の権利を十分に理解し、医療機関は、患者に診療情報を積極的に提供するとともに、患者の求めに応じて原則として診療記録を開示すべきである。

最近の動きとして、「個人情報の保護に関する法律」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」(以下「個人情報保護法等」という。)が国会で成立したところである。

個人情報保護法等における「個人情報」(生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるもの)には、各医療機関の保有する診療情報も該当するものと考えられるため、個人情報保護法等が施行された場合には、個人情報保護法等の対象となる医療機関は、本人からの診療情報の開示の求めに応じて、原則として診療情報を開示する法律上の義務を負うこととなる。

個人情報保護法等と既に多くの地方自治体により制定されている個人情報保護条例とを合わせた個人情報保護法制によって、ほとんどの医療機関が、本人からの求めに応じて、原則として診療記録を開示する義務を負うこととなり、診療記録の開示も含めた診療情報の提供についての法的基盤が整ったことになる。

その上で、診療記録の開示を含めた診療情報の提供に関する個別法による早急な法制化を求める意見としては、

すべての医療機関において、患者が診療情報にアクセスする権利・患者の知る権利を保障し、医療の透明性を高め、医療に対する不信を取り除くためには、個別法による法制化が必要である

個人情報保護法等においては、遺族からの求めに応じた死者に関する診療情報の開示が対象とならないことなどから、診療情報に関する個別の法律が必要であるなどの意見があった。

一方で、今後の診療情報の提供促進に当たっては、個人情報保護法制において医療機関が原則として開示義務を負うことを前提にすれば、個人情報保護法制に加えて個別法による法制化を行う必要性は乏しく、

個人情報保護法等の対象とならない遺族への開示などについては、様々な状況が想定されることから、法律で一律に決めるのではなく、医療を提供する側と遺族などとの間において自主的な取組を促進すべきである

法律上の義務とすることにより、見せるために書く診療録と診療のために書く診療録が書き分けられるおそれや、診療記録に最小限の事項しか記載しなくなり、診療に差し障りが出るおそれもあることから、診療記録の記載の在り方も含め診療記録の開示のための更なる環境整備が必要である

といった意見があった。

また、医療に関する基本理念を規定する医療基本法を制定すべきではないかという意見があった。

さらに、現在の医療法等においても、医療提供の理念、医師等の基本的な責務などは規定されており、まずはこれを実行することが重要であるという意見もあった。

いずれにしても、個人情報保護法等が施行されるまでの間にも診療情報の提供をできる限り促進し、また、個人情報保護法等では対象外となる一定の小規模医療機関による診療情報の提供や、遺族への診療記録の開示についても促進するために、診療情報の提供を促進するための環境を可及的速やかに整備するとともに、個人情報保護法等で対象外となっている問題も含めて、まずは、診療情報の提供等に関して各医療機関が則すべき運用指針を策定すべきである。

今後、環境整備の状況や診療情報の提供の進捗状況等を適宜把握し、その評価を行った上で、必要な措置について検証していく必要がある。